

C－15

社会福祉法人三戸町社会福祉協議会役員報酬及び役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三戸町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づく役員報酬及び費用弁償の額、評議員の費用弁償の額、各種委員会の費用弁償の額及びその必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 本会の非常勤会長に対し次のとおり報酬を支給する。

会長 月額5万円

(費用弁償)

第3条 理事会、評議員会、監事会、各部会、心配ごと相談所、その他委員会等に出席した場合は、次のとおり費用弁償を支給する。

(1) 日当 2,000円

(2) 交通費 1キロメートルあたり37円。ただし、交通機関を利用した場合は実費とする。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、費用弁償は支給しないものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、職務のため管外に旅行した場合は、役員及び職員旅費規程の例による。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。